

総会から常任委員会への委任事項

^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会会則第12条第3項
第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 基本方針及び計画の策定に関すること
- 2 会場地市町の選定及び指導・支援に関すること
- 3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備に関すること
- 5 大会実施競技の選定及び指導・支援に関すること
- 6 募金活動に関すること
- 7 広報及び県民運動に関すること
- 8 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 9 輸送及び交通に関すること
- 10 警備及び消防に関すること
- 11 式典の企画及び運営に関すること
- 12 その他開催準備に関すること